

## 後期高齢者医療制度の保険料軽減措置の見直しについて

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で、それぞれに軽減措置があります。平成 29 年度以降、この軽減措置が段階的に見直しになります。

### ①「均等割額」軽減措置の判定基準所得について

「均等割額」軽減措置のうち、**5割軽減と2割軽減となる判定基準額を拡大**し、対象を広げます。

軽減割合	世帯（被保険者および世帯主）の平成 28 年中の総所得金額等の合計額
9割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯で、被保険者全員が年金収入 80 万円以下（その他各種所得がない場合）
8.5割軽減	「33万円（基礎控除額）」以下の世帯
5割軽減	「33万円（基礎控除額） + 27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（ <b>26.5万円→27万円へ</b> ）
2割軽減	「33万円（基礎控除額） + 49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯（ <b>48万円→49万円へ</b> ）

### ②「所得割額」軽減措置について

「所得割額」を負担する方のうち、基礎控除後の総所得金額等が 58 万円以下の方の軽減割合は、**平成 29 年度に 5割軽減から 2割軽減へ変更、平成 30 年度には軽減なし**となります。

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
5割軽減	<b>2割軽減</b>	<b>軽減なし</b>

●問い合わせ 健康福祉課 保険給付係（内線 122）または 岐阜県後期高齢者医療広域連合 ☎ 058 - 387 - 6368

## 「地域活力の源となる産業・雇用の創生」に向けて 神戸町と商工会が連携して町内事業者を支援します！！

//////// 期間 4月1日から平成 32 年 3月 31 日まで //////////

### 雇用拡大事業奨励金制度

町内在住者や町外から神戸町へ定住された方を正規雇用した事業者に奨励金を交付します。

#### ●対象となる事業者

- ・町内で事業を営む個人又は中小企業者
- ・雇用保険及び社会保険（法人の場合）に加入させ、正規従業員として雇用していること
- ・対象の従業員 正規従業員として 12 か月以上継続して雇用していること（新規学卒者は、卒業した年の 6 月末日までに正規雇用していること）
- ・外国人技能実習生は対象になりません

#### ●補助金の額

- ・正規雇用従業員 1人あたり 10 万円（ただし、新規学卒者は 1人あたり 20 万円）

※ 1 事業者あたり、1 年度間 100 万円を上限

### 創業支援事業補助金制度

新たな雇用の創出を促進し、町の産業の振興及び活性化を図ることを目的とする創業者に補助金を交付します。

#### ●対象となる事業者

- ・町内で新たに創業する個人事業主または小規模企業者
- ・個人事業主は、創業までに町内に事業所を有していること
- ・小規模企業者は、創業までに町内を本店所在地とした法人登記が完了していること
- ・神戸町商工会に入会すること
- ・創業塾等に参加して、適切な事業計画を有していること
- ・国、県の他の補助金等の交付を受けていないこと

#### ●対象となる経費

- ・創業に必要な官公庁への申請書類作成等に係る経費
- ・設備費、調査委託費、広報費

#### ●補助金の額

- ・上限 50 万円（補助の対象となる経費の 2 分の 1 以内の額）

### 産業支援コーディネーター派遣事業

産業コーディネーターの派遣による経営指導・企業診断について支援し、商工業の振興を推進します。

#### ●対象となる事業者

- ・町内で事業を営む個人又は中小企業者

#### ●支援の内容

- ・事業者の潜在的な課題抽出及び課題解決のための助言
- ・課題解決及び企業活動促進のための企業間のマッチング支援
- ・公的機関の補助制度の紹介及び助言
- ・その他中小企業者の活動支援

#### ●派遣の回数

- ・中小企業者等 1 者につき、1 年度間に 5 回（無料）

### 就職支援事業補助金制度

学生に対して就業体験を実施した事業者や企業説明会に参加した事業者へ補助金を交付します。

#### ●対象となる事業者

- ・町内で事業を営む個人又は中小企業者
- ・対象の学生 大学（大学院を含む）、短期大学、専修学校の在学学生（高校生を除く）

#### ●補助金の額

- ・実習生受入 1人1日あたり 5,000 円を交付  
※ 1 事業者あたり、1 年度 10 万円を上限
- ・企業説明会 参加に要した経費の 2 分の 1 を交付  
※ 1 事業者あたり、1 年度 10 万円を上限

このほかにも、対象となる事業者の要件があります。詳しくは下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ 産業建設課 産業振興係（内線 232） ●申請・受付 神戸町商工会 27-4185